

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正（ステップ3）の概要（案）

福島県原子力安全対策課
平成26年1月24日

I 経緯及び修正のポイント

福島県地域防災計画原子力災害対策編については、平成24年度に原子力災害の経験を踏まえ初動対応を中心とした修正（ステップ1）、及び原子力災害対策指針（以下「指針」。）を踏まえ予防的防護措置を準備する区域等の設定や防護措置実施基準の具体化（ステップ2）を行ったところ。

平成25年度は、指針等を踏まえ、ステップ3として、緊急時モニタリングにかかる修正を行うものとする。

1 緊急時モニタリングについて

(1) 緊急時モニタリングセンター設置への協力

国、地方公共団体及び原子力事業者が連携した緊急時モニタリングを行うため、国は、原子力施設立地地域に、緊急時モニタリングの実施に必要な機能を集約した緊急時モニタリングセンター（EMC）の体制を準備するとされたことから、県は、同センターの設置に協力する。

ア 設置場所

同センターについては、暫定的にオフサイトセンター（OFC）が置かれている県自治会館内に当面設置するものとする。

なお、現在、整備を進めているオフサイトセンター2施設（楢葉町内及び南相馬市内に平成27年度中の完成を予定）の供用開始後は、EMCの機能のうち、企画調整及び情報収集管理の機能については、OFCとの緊密に連携が図れるよう、新設するOFCに設置するものとする。

イ 緊急時モニタリングセンターの機能

国は緊急時モニタリングを統括し、実施方針の策定、緊急時モニタリング実施計画及び動員計画の作成、実施の指示及び総合調整、データの収集と公表、結果の評価並びに事態の進展に応じた実施計画の改定等を行う他、海域や空域等の広域モニタリングを実施する。

地方公共団体は、地域における知見を活かして、緊急時モニタリング計画の作成や原子力災害対策重点区域等における緊急時モニタリングを実施する。

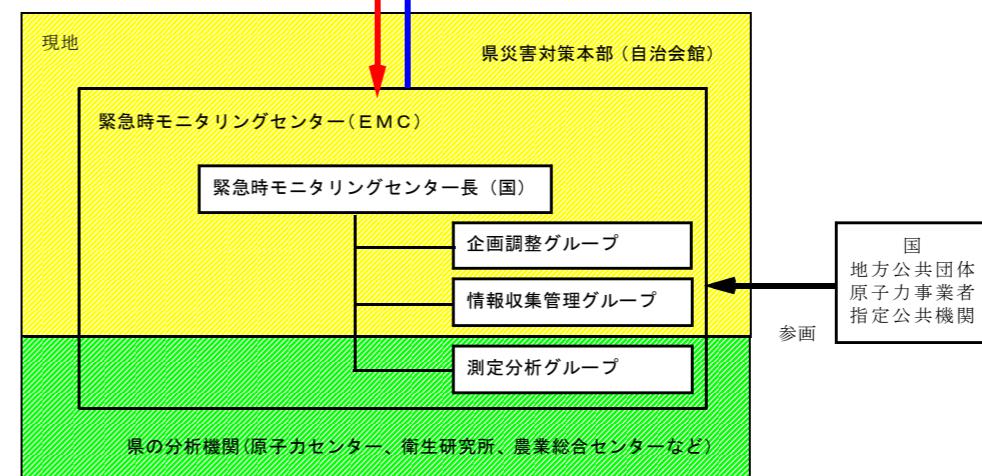
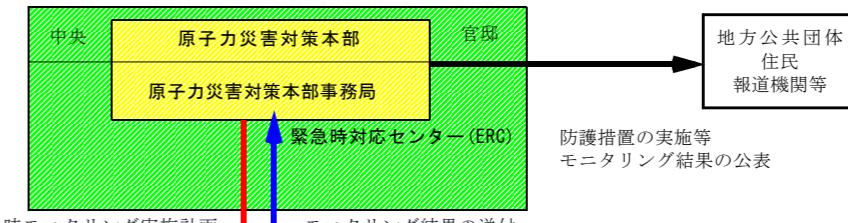
原子力事業者は、放出源情報の提供とともに、施設周辺地域等の緊急時モニタリングを行う。

測定結果は、原子力災害対策本部（国）に報告され公表される。（オフサイトセンターにおいても公表する。）

ウ 緊急時モニタリングセンターの構成

EMCは、国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関の要員で構成される。EMCは国が指揮するが、国からの担当者が不在の時には県が指揮を代行する。

センター長（国職員）の指揮の下、企画調整グループ、情報収集管理グループ、測定分析グループの3グループが設置され、活動を行う。

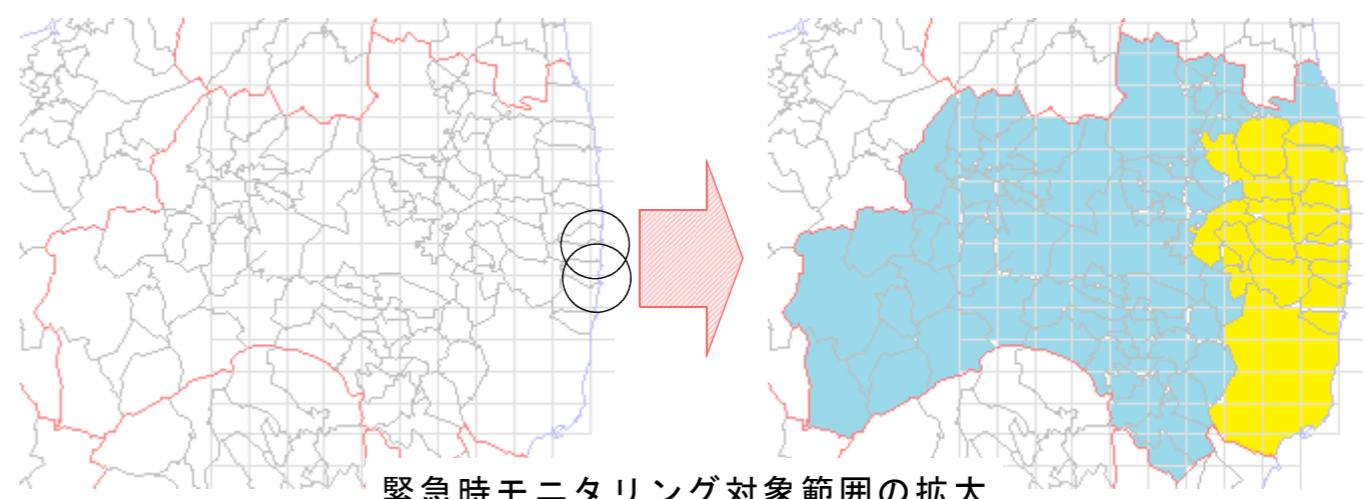


緊急時モニタリングセンターの位置付け

(2) 緊急時モニタリング対象区域の拡大

緊急時モニタリングの対象区域は、全県に拡大する。

また、避難等の防護対策の必要性を判断するためにモニタリングを実施する区域は、原子力発電所から概ね10kmとしていた従来の対象区域を暫定的重点区域（13市町村）に拡大する。



緊急時モニタリング対象範囲の拡大

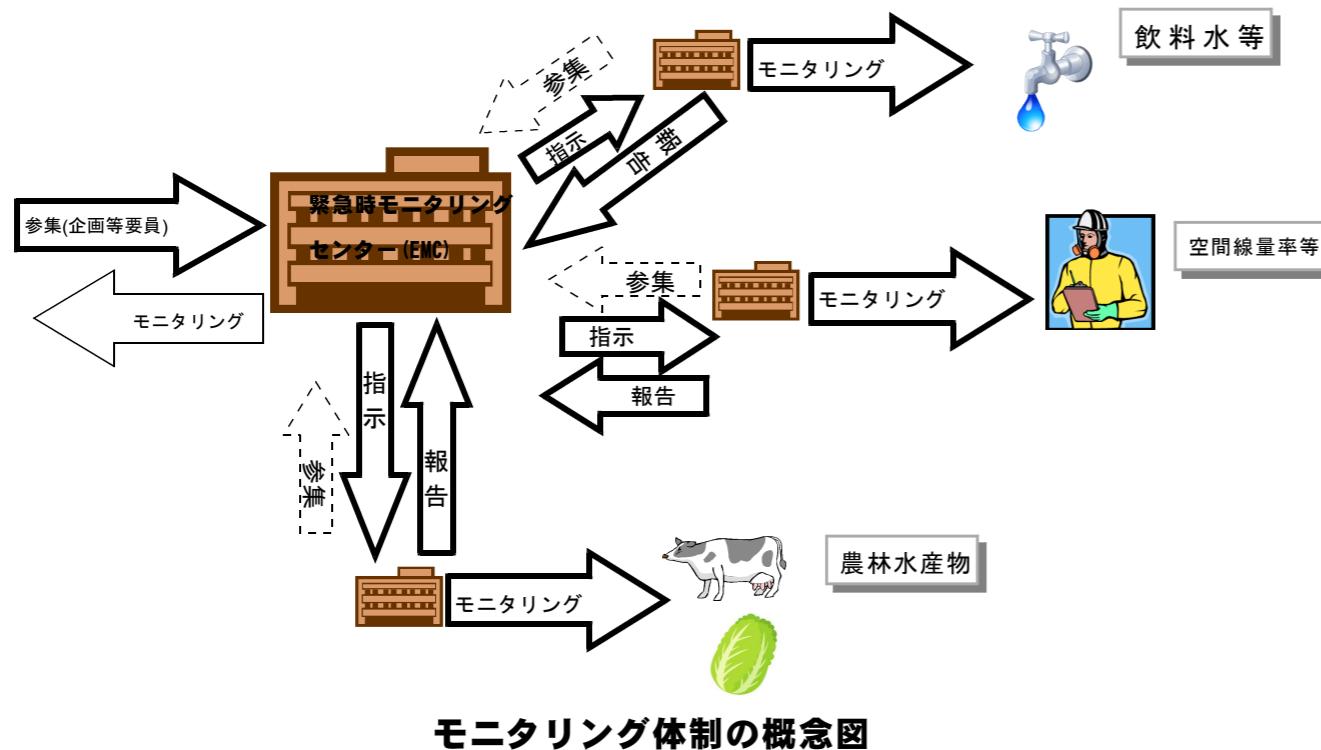
(3) 緊急モニタリング実施体制の拡充

ア 実施体制の拡大

対象範囲の広域化への対応や実施の迅速化を図るため、原子力災害後に県庁関係部が整備した飲料水・農林水産物のモニタリング実施体制を活用するとともに、市町村においても自区域内の空間線量率の測定などの緊急時モニタリングを担うなど、実践的な実施体制を構築する。

イ 機関単位でのモニタリング

従来は、県内各機関及び国、指定公共機関等から派遣されるモニタリング要員を原子力センター（大熊町）に招集し、企画評価チーム、情報収集チーム、測定チーム、試料採取チームに班編成した上でモニタリング活動（試料の採取及び分析を含む）を実施していたが、実施の迅速化を図る観点から、招集は原則として企画評価、情報収集等を行う要員とし、試料採取や測定分析については、EMCからの指示を受け、各実施機関において試料採取、測定分析を行い、その結果をEMCに報告する。



2 その他

○ 防災基本計画等の修正を踏まえた見直し

防災基本計画や災害対策基本法などの修正について、地域防災計画震災対策編等との整合に配慮しつつ反映する。

2 今後の見直しの進め方について

(1) 重点区域等の本格設定

現在、暫定的に設定している重点区域等については、国に対して事故炉及び長期停止炉がある本県の実情を踏まえた指針の速やかな策定を引き続き求め、その結果を踏まえ計画を修正していくものとする。

(2) オフサイトセンターの運営方法等の検討

緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）は、県原子力災害対策センター（大熊町）から県自治会館に移動しているが、今後（平成27年度中）、南相馬市内及び楢葉町内に新たな施設を設置することとしており、福島第一原子力発電所と福島第二原子力発電所が同時発災した場合の組織体制や運営方法等を検討する。

(3) 安定ヨウ素剤の事前配布、備蓄の体制構築

緊急被ばく医療（安定ヨウ素剤の配布体制等）については、指針等により、事前配布や服用の方法等について一定の見解は示されたが、県の特殊事情に応じた具体的な配布方法等について不明確な点があるため、引き続き、関係市町村及び国等と十分協議の上、ステップ4において検討していくものとする。

(4) 緊急時モニタリング実施にあたっての課題

○ 現存汚染等を踏まえた基準の設定

現存汚染に伴い空間線量率が原子力災害前より高いことや、農畜産物の放射性セシウムは原子力災害対策指針の基準より低く設定されている食品衛生法の基準で出荷制限等を行っており、緊急時において同指針の基準を適用した場合、現場の混乱を招くおそれがあることから、暫定的に食品衛生法の基準を適用するものとし、国に対しては、本県の実情を踏まえた同指針の策定を引き続き求めていくものとする。